<対策のポイント>

被災した林業経営者の災害復旧・復興に必要な資金について、金利の負担軽減等を図ります。

<政策目標>

災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

く事業の内容>

1. 災害復旧関係資金利子助成事業

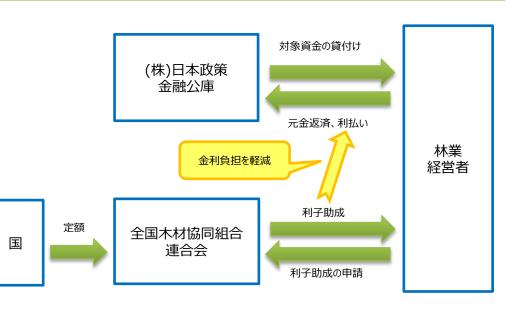
- 福島県内に事業拠点を有し、東日本大震災により被害を受け、原子力災害の 影響を受けている林業経営者が、被害造林地、林道、林業施設等の復旧・復興及 び資金繰りのために、株式会社日本政策金融公庫の林業基盤整備資金、農林漁 業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金を借り入れた場合の金利負担に対し、 最大2%、最長15年間の利子助成を行います。
- 被害を受けた林業経営者による上記資金の借入れに際しては、株式会社日本政 策金融公庫への過年度の出資金を活用することにより、担保や保証人を不要としま す。

【融資枠】 2億円

<事業の流れ>



く事業イメージ>







[お問い合わせ先] 林野庁企画課(03-3502-8037)